

(案)

旧公立藤岡総合病院跡地複合施設整備基本計画

令和3年 月

藤岡市

# 目 次

<b>第1章</b>	<b>はじめに</b>	<b>1</b>
1	基本計画策定の目的	1
2	対象地の概要	1
3	対象地周辺の立地施設	3
4	関連する計画等	5
	(1) 第5次藤岡市総合計画	6
	(2) 藤岡市都市計画マスタープラン	7
	(3) 藤岡市立地適正化計画	8
	(4) 旧公立藤岡総合病院の利活用に関する提言書	10
	(5) 旧公立藤岡総合病院跡地活用基本構想	11
<b>第2章</b>	<b>整備目標と基本コンセプト</b>	<b>12</b>
1	整備目標	12
2	基本コンセプト	12
<b>第3章</b>	<b>複合施設の整備計画</b>	<b>14</b>
1	複合施設の全体像	14
	(1) 複合施設の計画概要	14
	(2) 複合施設周辺整備イメージ図	15
2	導入機能・規模等	16
	(1) 図書館機能	16
	(2) 文化・交流機能	20
	(3) 保健センター機能	23
	(4) その他機能	27
3	概算事業費	29
4	事業手法の検討	29
5	今後のスケジュール	31

## 第1章 はじめに

### 1 基本計画策定の目的

本市では、令和2年2月に「旧公立藤岡総合病院跡地活用基本構想」を策定し、旧公立藤岡総合病院（以下「旧病院」という。）跡地を活用して、生活の豊かさと利便性を向上させる機能や、地域経済に好循環を生み出すための機能、人の交流の活性化や賑わいを創出する機能等といった多様な都市機能を「まちの中心拠点」に実現させることを目指して、具体的な整備施設について検討してきました。

本計画は、上記の基本構想を含む関連計画並びに旧病院跡地周辺地域の現状を踏まえ、旧病院跡地に整備する施設の整備目標や導入機能、面積規模等の基本的な考え方を整理し、今後の設計・整備に取り組む上での方針を示すものです。

### 2 対象地の概要

本計画の対象地となる旧病院跡地は、JR 群馬藤岡駅や藤岡市役所、中央通り商店街などに近傍する市の中心市街地に立地しています。また、主要地方道藤岡本庄線に面しており、藤岡ICからも自動車です約6分という距離であるため、市内・市外のどちらからもアクセスしやすい場所にあります。対象地の概要は以下のとおりです。



図1-1 対象地位置図

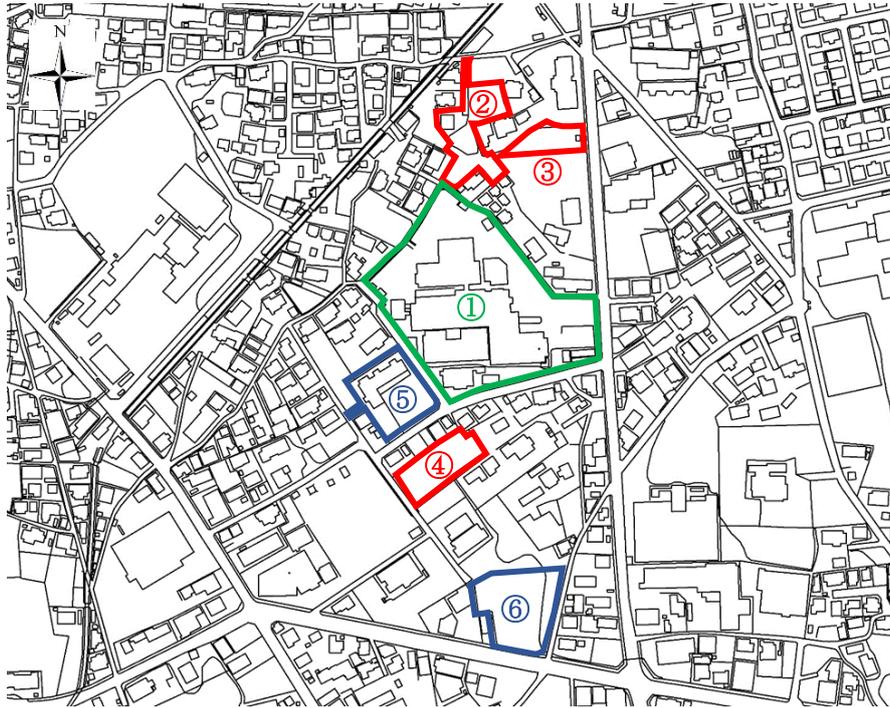


図 1 - 2 対象地概要図

〈表 1 - 1 対象地①の概要〉

所在地	藤岡市藤岡 9 4 2 - 1
所有者	多野藤岡医療事務市町村組合
登記面積	14,628.29㎡
用途地域	第一種中高層住居専用地域・第二種住居地域 ※必要に応じて用途地域の変更を行う
建蔽率・容積率	建蔽率：60％・容積率：200％
現状	当時の病院施設（西病棟他）が残っている ⇒令和3年度より、組合による解体工事に着手
接する道路	主要地方道藤岡本庄線・市道4062号線 他

〈表 1 - 2 対象地②～⑥の概要〉

所在地	藤岡市藤岡 9 3 1 - 1 他
所有者	対象地②～④：多野藤岡医療事務市町村組合 対象地⑤・⑥：藤岡市
登記面積	10,868.57 m <sup>2</sup> (対象地②～⑥の合計) 内訳：〔組合所有〕 4,957.49 m <sup>2</sup> (②～④) 〔市所有〕 5,911.08 m <sup>2</sup> (⑤・⑥)
用途地域	第一種中高層住居専用地域・第二種住居地域又はどちらか一方
建蔽率・容積率	建蔽率：60%・容積率：200%
現状	旧保育施設（⑤）及び当時の駐車場（⑤以外）としての形状が残っている ⇒旧保育施設は、市による解体工事を実施予定

### 3 対象地周辺の立地施設

対象地周辺（半径 1 k m 圏内）における公共施設・民間施設の立地状況は、次のとおりです。

鉄道駅が徒歩圏内にあるため、様々な交通手段によるアクセスが可能な区域です。また、対象地周辺には、藤岡市役所や学校等、多様な公共施設が立地しています。民間施設についても、医療・介護施設や保育施設、スーパーマーケット等、幅広い分野の施設が立地しており、市民生活を支える充実した公共・民間施設が集積する生活利便性の高い地域となっています。

〈表 1 - 3 対象地周辺の立地施設〉

公共施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 藤岡市役所、保健センター等の庁舎</li> <li>・ 市民ホール</li> <li>・ 藤岡中央児童館</li> <li>・ 高等学校</li> <li>・ 障害者支援関連施設</li> <li>・ 藤岡税務署</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市立図書館</li> <li>・ 市民プール</li> <li>・ 中学校</li> <li>・ 都市公園</li> <li>・ 藤岡保健福祉事務所 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 藤岡公民館</li> <li>・ 小学校</li> <li>・ 藤岡消防署</li> </ul>
民間施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ J R群馬藤岡駅</li> <li>・ 介護老人施設（老人ホーム、デイサービス施設）</li> <li>・ 金融機関</li> <li>・ 大学</li> <li>・ 商工会議所</li> <li>・ ドラッグストア</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関（病院、診療所）</li> <li>・ 郵便局</li> <li>・ 保育施設</li> <li>・ 商店街</li> <li>・ コンビニ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学習塾</li> <li>・ スーパーマーケット</li> <li>・ 飲食店 等</li> </ul>

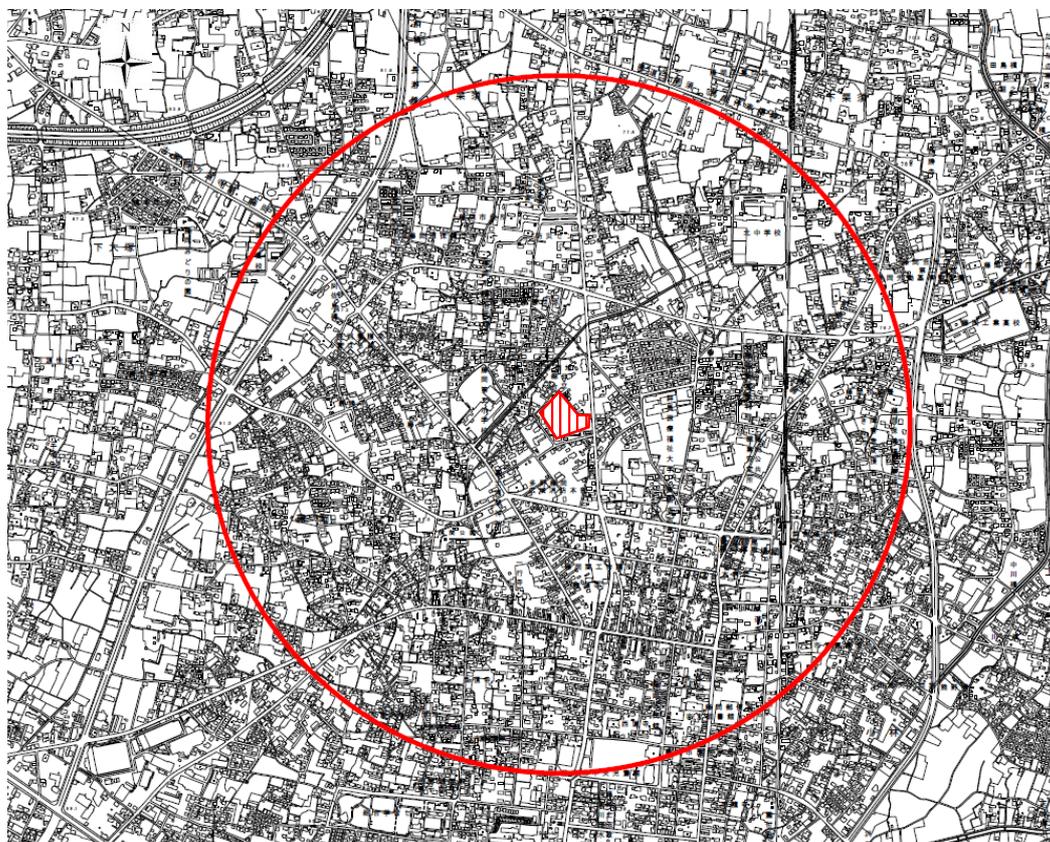


図 1 - 3 対象地周辺図（半径 1 k m 圏内を表示）

#### 4 関連する計画等

本計画は、市の総合計画をはじめとする各種計画と整合させるとともに、旧公立藤岡総合病院利活用検討委員会からの提言を尊重した内容とすることで、行政課題の解決や目指すまちの将来像の実現を図ります。

また、本計画において旧病院跡地整備に関する基本的な考え・方針を示すことで、今後の基本設計及び実施設計につなぐ役割を果たすものとして位置づけます。

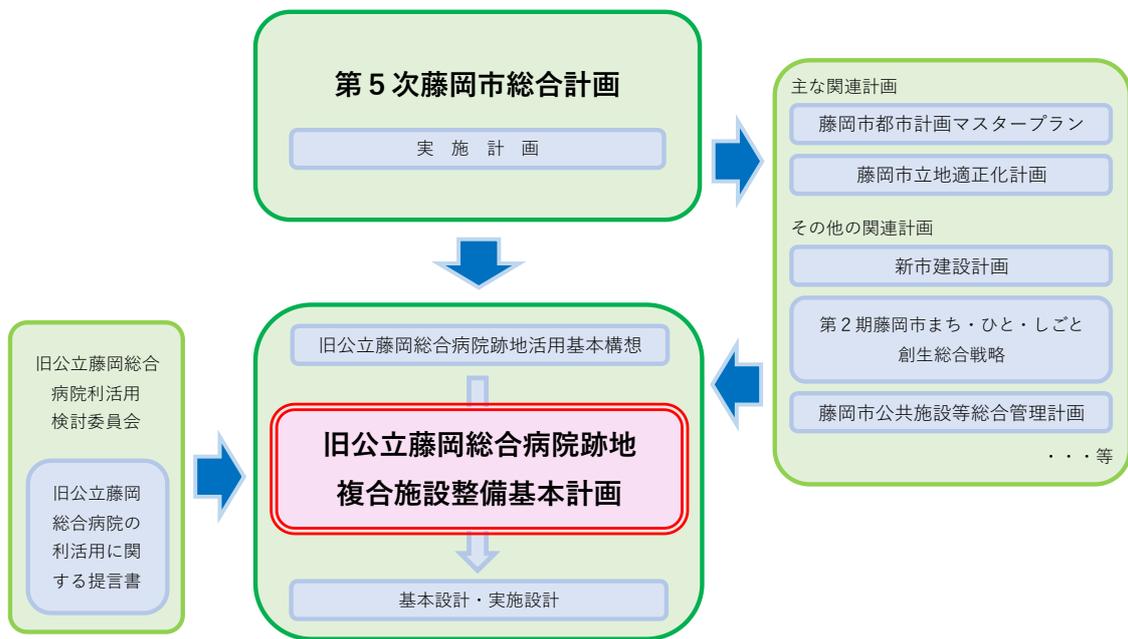


図1-4 本計画の位置づけ

(1) 第5次藤岡市総合計画

◎目指す将来像
郷土を愛し 未来を創生する藤岡
◎まちづくりの主要課題（抜粋）
<ul style="list-style-type: none"><li>・安心して子どもを産み、安心して育てていくことのできるより良い環境をつくっていくことが課題です。</li><li>・郊外への大型店の進出や消費者ニーズの変化、後継者問題などの影響を受けて、空き店舗が増えるなど商店街の空洞化が課題です。</li><li>・都市機能を集約し、安全に安心して生活できる市街地の形成が課題です。</li><li>・厳しい財政状況や人口減少が見込まれる中で、すべての公共施設等を同規模で維持していくことは難しい状況です。施設の複合化や長寿命化を実施し、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を行うことが課題です。</li></ul>
◎施策の大綱（個別施策より抜粋）
<ul style="list-style-type: none"><li>・健康で生き生きと心豊かに暮らせるよう「自らの健康は自ら守る」という意識を高め、市民が自らの健康づくりの推進に取り組み、健康寿命を延伸できるように環境整備に努めます。</li><li>・安心して子どもを産み育てることができ、子どもたちが健やかに育つ良好な環境づくりを進めるとともに、地域が一体となった子育て支援の仕組みづくりに努めます。</li><li>・商店街をはじめとした地域の特性、個性、資源などを活用しながら、人々のにぎわいと活気があふれるまちづくりを行います。</li><li>・人口減少と高齢化への対応や自然環境の保全などの視点から、都市機能の集約、まちなか居住の誘導・促進を図り、美しい自然や農地などの緑豊かな環境の中で、生活環境や都市機能を充実させ、にぎわいと活力に満ちた魅力ある都市を目指します。</li><li>・にぎわいと活気のある中心市街地を形成し、人に優しく住みやすい、魅力的なまちづくりを進めます。</li><li>・市民が充実した学習活動ができるよう、総合学習センター、公民館、図書館等の整備・充実を図り、利用者の満足度の向上を目指します。</li><li>・公共施設等の適正な規模と在り方を検討し、公共施設等の機能の維持や最適な配置の実現に努めます。</li></ul>

## (2) 藤岡市都市計画マスタープラン

### ◎中心拠点の形成方針

旧来から市の中心として栄えてきた主要地方道藤岡本庄線沿道及び JR 群馬藤岡駅周辺を中心市街地を「中心拠点」と位置付け、歴史・文化などの地域資源を活かしたにぎわいの再生と、市民生活を支える市街地環境の改善や都市機能施設の誘導を図ります。

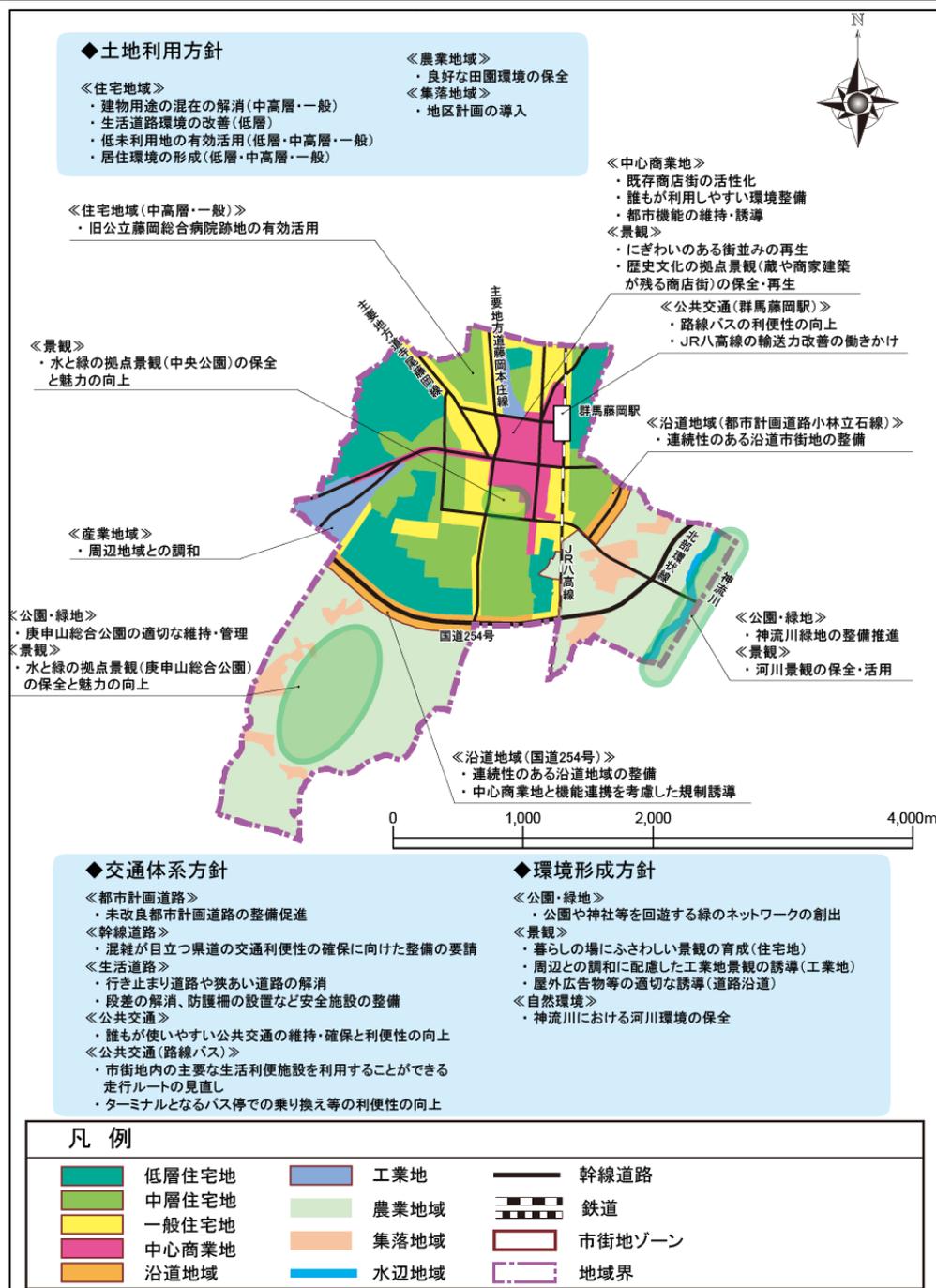


図1-5 地域整備の方針図【中部地域〔藤岡地区〕】

### (3) 藤岡市立地適正化計画

◎都市構造評価による課題（抜粋）
<ul style="list-style-type: none"><li>・市街地の低密化を防ぎ、一定の人口密度を保つことで都市機能を持続する</li><li>・若い世代の転出超過を抑制し、世代の若返りを促して都市を活性化する</li></ul>
◎課題解決のための誘導方針（抜粋）
<p>《まとまりがあるまちを作る》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・公共施設を再編し、まちなかに誘導する</li><li>・バス路線沿線、生活サービス施設が多く集まる区域周辺での居住を誘導する</li></ul> <p>《限られた公共交通と生活サービス施設を効率よく利用する》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・バス路線の運行ルートを見直し、市街化区域内の主な生活サービス施設を基幹公共交通軸で利用可能とする</li></ul> <p>《活力あるまちを作る》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・若い世代のまちなか居住の推進</li><li>・生活サービス施設の立地誘導</li><li>・多世代が共生する地域コミュニティの育成</li></ul> <p>《持続可能なまちを作る》</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・誰もが暮らしやすく、活動しやすいバリアフリーのまちづくり</li><li>・高齢者が暮らしやすい環境づくり</li></ul>
◎都市機能誘導区域
旧病院跡地は、行政・福祉・子育て支援（一時預かり）・商業・社会教育等の都市機能を誘導する「都市機能誘導区域」に含まれています。

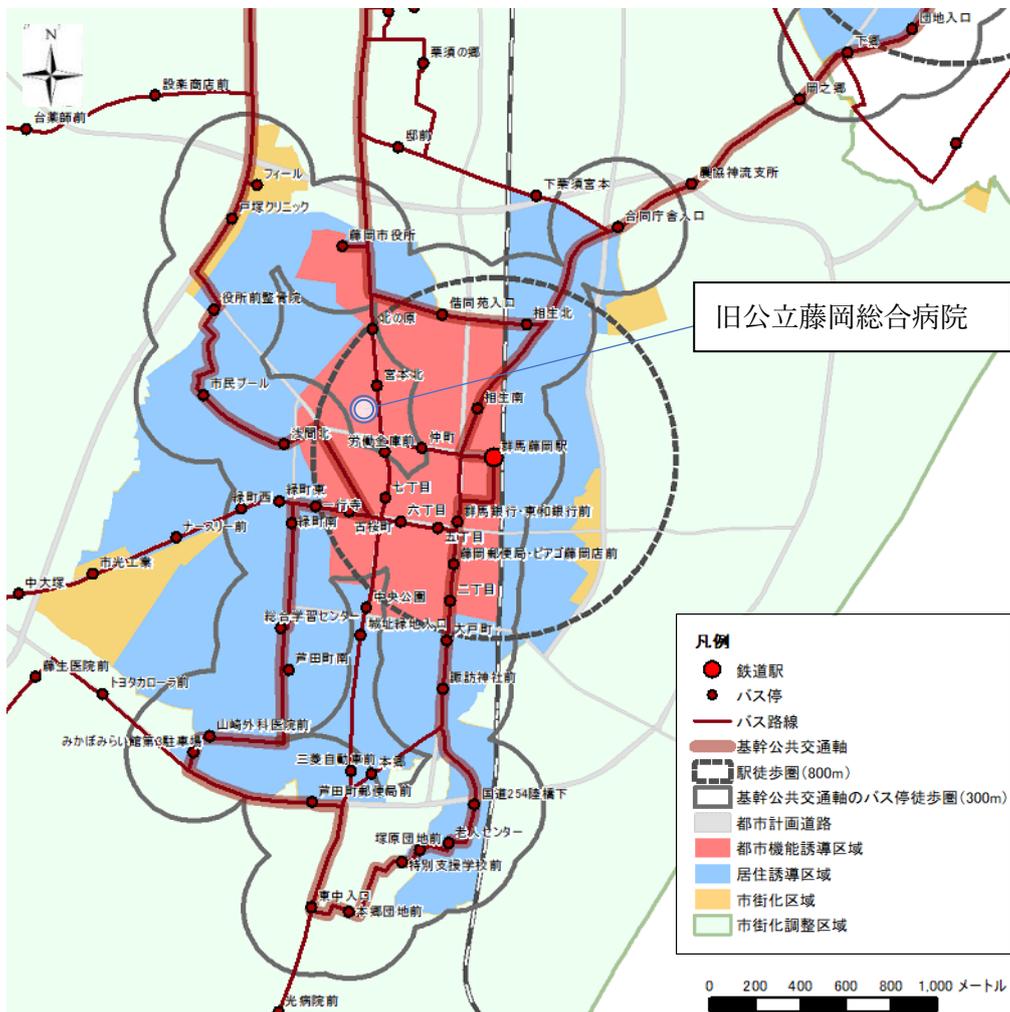


図 1 - 6 都市機能誘導区域及び居住誘導区域

(4) 旧公立藤岡総合病院の利活用に関する提言書(旧公立藤岡総合病院利活用検討委員会より)

◎目指すべきまちづくりの方向性(抜粋)

暮らしやすさと地域への親しみを増進させて定住・転入の促進を図るとともに、地域の魅力と豊かさを向上させて中心市街地に新しい人の流れを生み出す。

◎旧病院の利活用に係る基本方針(抜粋)

- ・市民の安定した生活と福祉を推進するため、暮らしやすさの向上と市民に親しまれる空間を目指した活用を図る。

機能	具体的施設例	機能	具体的施設例
子育て支援	子育て相談センター、 屋内遊技場	若年層向け	スタジオ、学習室
高齢者向け	シルバー人材センター、 活動センター、交流サロン	生涯学習	図書館、ギャラリー
健康増進	運動施設、介護予防施設	生活関連	住居、市庁舎、防災・減災

- ・地域の豊かさと魅力を増進させるために、地域の経済力の振興を目指して中心市街地の集客力向上に繋がる活用を図る。

機能	具体的施設例	機能	具体的施設例
集客・娯楽	公園、遊園地、イベント広 場、コンベンション施設、 ホール	収益性	飲食店・書店・宿泊施設等 の民間施設
事業・ 就労支援	シェアオフィス、起業支援 施設、商工会議所、ハロー ワーク、市商工部門	観光・ 経済振興	周辺店舗・施設等との連携、 観光案内所

◎付帯意見(抜粋)

- ・市の上位計画との整合を図り、本提言の実現性を高めること。
- ・旧公立藤岡総合病院の周辺は、既に住宅街としての市街地が形成されているため、利活用に当たっては近隣住民の生活環境への影響に配慮すること。
- ・国や県の補助金制度などと合致させて財政負担の軽減を図りつつ、基本方針に即した地域に役立つ仕組みを構築すること。

(5) 旧公立藤岡総合病院跡地活用基本構想

◎旧病院等の建物と土地に対する考え（抜粋）
<ul style="list-style-type: none"><li>・旧病院の既存建物を再利用するよりも、更地に新たな施設等を整備する方が土地利用の観点からも効果的であると考えられるため、旧病院の利活用にあたっては、既存建物は解体して、その跡地を有効活用する方針とします。</li><li>・旧北ノ原幼稚園についても、旧病院と同様に老朽化が著しいため既存建物は解体することとし、その跡地利用については旧病院跡地への導入機能と併せて検討を行っていくこととします。</li></ul>
◎旧病院跡地等の活用の方向性（要約）
<ul style="list-style-type: none"><li>・旧病院跡地が位置する中心市街地は、居住・経済・交流といった多様な都市機能を備えた「まちの中心拠点」としての役割が期待される。また、地域の活性化のために極めて重要なエリアであり、必要な投資を行って拠点としての求心力を高め、期待される役割を果たしていく必要があることから、以下の方向性に基づき、旧病院跡地に導入する機能を検討する。<ul style="list-style-type: none"><li>◀『居住・生活の場』としての役割▶<p>人口密度の低下による都市のスポンジ化などの様々な課題を想定しつつ、住民に対してまとまった便益を提供していくために中心拠点に多様な都市機能を備えて、生活の豊かさや利便性の向上等を図る。</p></li><li>◀『働き・経済活動の場』としての役割▶<p>中心市街地は、経済の好循環を生み出すポテンシャルを備えた地域であるため、地域経済をけん引する拠点としての役割を再認識し、域外需要の取り込みも見据えて地域の稼ぐ力の核となる機能導入を検討する。</p></li><li>◀『多様な活動・交流の場』としての役割▶<p>住居（第1の場）と職場や学校等（第2の場）に加えて、多様な人々が気軽に集まり交流することで、ストレスの多い現代社会の潤滑油となる役割を持つサードプレイス（第3の場）への関心が高まっている。旧病院跡地に居心地の良さを感じられる空間を創出して、子どもから高齢者までの多様な市民活動を促すことで、地域の魅力とコミュニティの活力を高めるとともに、人の交流の活性化や賑わいの創出を目指す。</p></li></ul></li></ul>
◎財源について（抜粋）
<ul style="list-style-type: none"><li>・旧病院跡地の整備にあたっては、国や県の交付金制度や有利な地方債等の活用を検討し、財政負担の軽減を図ります。</li></ul>

## 第2章 整備目標と基本コンセプト

第1章において整理した内容を踏まえ、旧病院跡地に整備する複合施設の整備目標と基本コンセプトを次のとおり設定します。

### 1 整備目標

- (1) 市民の生活を支え、豊かな暮らしを実現する施設を整備することで、暮らしやすさの向上と安心して住み続けられる環境を作るとともに、持続可能なまちを創出する。
- (2) 様々なエリアからアクセスしやすい中心市街地という好立地を活かし、集客力や賑わいの向上に繋がる施設を整備することで、市の拠点地域としての機能強化や魅力向上を図るとともに、周辺への波及効果を生み出す。
- (3) 市民の活動と交流、健康増進、子育て支援、情報の収集等、市民生活と密接する機能を集約することでまとまりのあるまちを創出し、効果的・効率的な公共サービスを提供する。
- (4) 複数の機能を導入することで、子どもから高齢者までの様々な人々の繋がりや絆を生み出し、新たな活動の芽生えを促して、地域コミュニティの育成を図ることで活力あるまちを創出する。
- (5) 憩いや安らぎを感じられる空間を創出することで市民に愛される施設を目指し、郷土愛の醸成と定住促進を図る。

### 2 基本コンセプト

本複合施設の基本コンセプトは『はぐくむ と かなでる が まじわる ～すべての藤岡市民の 未来のために～』とします。

本複合施設では、市民の絆や感性、教養、健康などの育みをサポートし、各々が成長・発展することで、個性を生かした豊かな人生や未来を奏でるといった更なる高みのステージへと昇華させることを目指します。そして、そのステージにおいて活動する人々が輝きを放つことで、周囲の人々の「新たな一歩」を突き動かすといった、活動の交わりと人の繋がりとの連鎖が生まれ続けていくことを期待します。



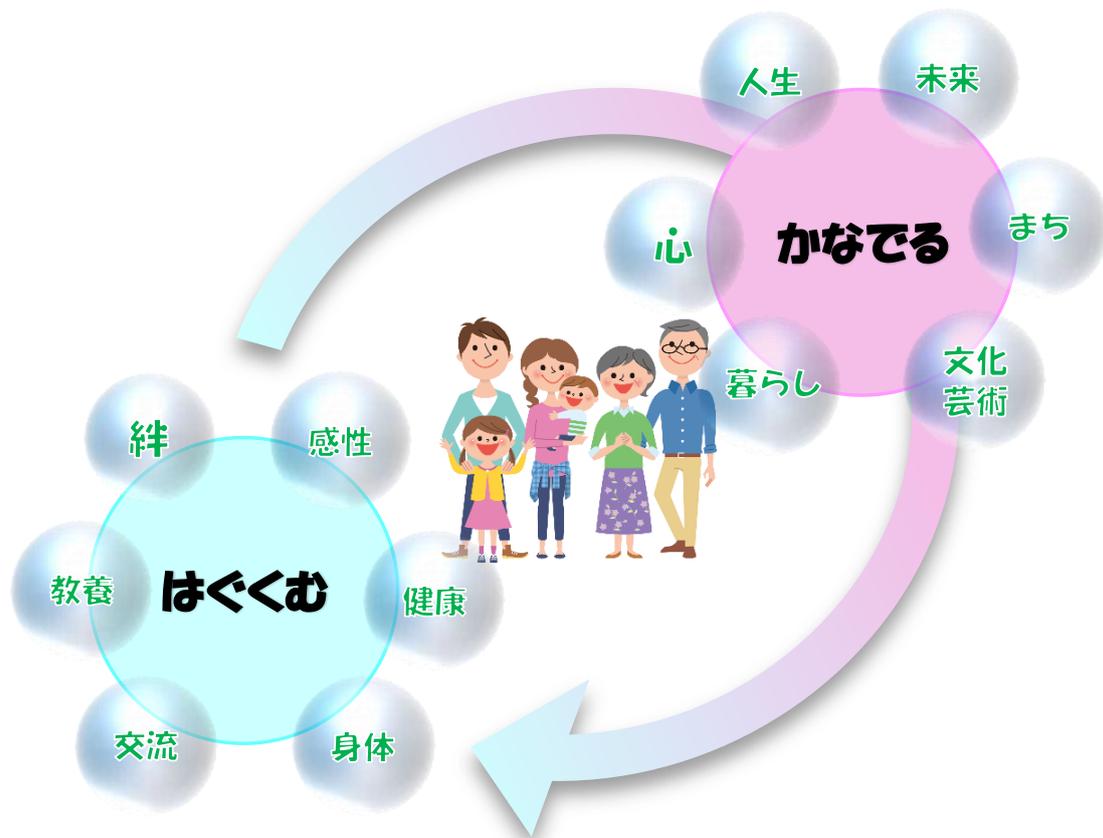


図2-1 基本コンセプトイメージ

《基本コンセプトを踏まえた本複合施設の基本方針》

- (1) 市民一人ひとりの暮らしに寄添い、豊かな人生と幸せな未来を奏でる施設
- (2) 心（メンタル）、身体（ヘルス）、感性（センス）、知性（インテリジェンス）をトータルにサポートし、健やかな人間性を育む施設
- (3) 絶え間ない交流や活動が生まれ、市民の絆の醸成や新しい繋がりを生み出す施設
- (4) 誰もが訪れやすく、あらゆる世代の市民にとっての居場所や気付きの場となる施設
- (5) 誰もが使いやすいようにユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した施設
- (6) 自然豊かな藤岡市らしさを演出するため、木材や樹木等を随所に取り入れた人と環境に配慮した施設
- (7) 施設内の連携や一体感により、複合化によるメリットを生かすことができる施設
- (8) 周辺エリアからの動線を考慮し、周囲への波及効果を生み出す施設
- (9) 中心市街地のシンボルとして、誇りと愛着を感じることができる施設
- (10) 災害時においても安心を提供することができる施設

### 第3章 複合施設の整備計画

#### 1 複合施設の全体像

##### (1) 複合施設の計画概要

第2章の基本コンセプトに基づき、市民生活に密接する行政サービス機能を集約した複合施設を旧病院跡地に整備します。整備する具体的な機能等は以下のとおりです。

機能	主な整備予定諸室 (※1)	整備想定規模 (㎡) (※1)	※参考 既存施設規模 (㎡)
図書館機能	開架エリア、児童コーナー、 閉架書庫、サービスカウンター、 事務室	2, 100	市立図書館 2, 039
文化・交流 機能	多目的ホール、貸会議室、 多目的スタジオ	850	市民ホール 1, 443
保健センター 機能	個別相談室、健診ルーム、 妊産婦ケアルーム、 交流プレイルーム、 託児ルーム、調理室、事務室	1, 800	保健センター 880
その他機能	防災備蓄倉庫、共用スペース	550	—
合計		5, 300	4, 362

対象地内には、複合施設の他、緑地広場、バス乗降所、駐車場等を整備します。

また、周辺的生活環境等を考慮し、複合施設の運営方法や周辺交通の円滑化についても、今後検討を進めます。

※1：今後の設計業務等において、変更となる可能性があります。

(2) 複合施設周辺整備イメージ図



図3-1 複合施設周辺整備イメージ図

## 2 導入機能・規模等

### (1) 図書館機能

#### ①導入機能の考え方

現在の藤岡市立図書館は、読書をはじめとする情報サービスを提供し、市民が知識や情報を得ることや、レクリエーションなどを楽しんでもらうことを目的に平成元年度に整備しました。また、年間で約15万人が利用しており、集客性の高い施設となっています。

一方、建設から32年が経過しているため、施設の老朽化に伴う更新・改修の時期が近づいていることや、多様化する情報と市民ニーズに十分に対応するための書架スペースの不足、及び閲覧席や学習スペースの不足といった課題に加えて、バリアフリー・ユニバーサルデザインへの対応、駐車場の不足等、様々な施設上の課題を抱えています。

また、人口減少に伴う中心市街地の空洞化や、郊外開発の進行による街の低密度化といった都市の課題も抱えており、中心市街地に人の流れや都市機能施設の誘導を図ることで、まとまりのある生活利便性の高いまちを形成していく必要があります。

そのような背景から、現在の市立図書館を移転することで、市民の生涯にわたる読書・学習活動等を支援するだけでなく、子どもから高齢者まで多くの市民が気軽に立ち寄り、充実した時間を過ごすことのできる「サードプレイス（第3の場）」としての場を提供することを目的として新図書館を整備します。

また、文化・交流機能や健康増進、子育て支援サービスとの複合化により、それぞれの機能等の枠組みを超えて、機能間の連携による相乗効果を生み出し、より充実した市民サービスを提供することを目指します。

②図書館機能の想定規模

主な整備諸室	整備想定規模 (㎡)	※参考 既存図書館の規模 (㎡)
開架エリア	1, 1 5 0	5 7 2
児童コーナー	3 5 0	2 4 6
閉架書庫	2 4 0	1 6 4
事務室・更衣室	1 2 0	1 4 3
視聴覚室・会議室	0	1 6 3
その他（サービスカウンター、倉庫、 トイレ等）	2 4 0	7 5 1
計	2, 1 0 0	2, 0 3 9

（注：今後の設計業務等において、変更となる可能性があります。）

### ③図書館機能の基本整備方針と整備イメージ

#### 基本整備方針

- I 子どもや高齢者など、誰でも利用しやすい図書館を目指し、他の機能との連携や統一感のある施設を整備します。文化・交流機能との連携においては、関連図書を活用による芸術・文化に関する知識の啓発を促進し、これによる市民活動や交流の活性化に繋がります。保健センターとの連携においては、関連書籍コーナーを備えることで、健康増進や子育て・知育等に対する不安の解消や知識習得を促進します。
- II 多くの市民が利用することを想定して十分な閲覧席数の確保や利用者の動線にも配慮した開放感に溢れる空間を創出することで、誰もが居心地の良さを感じられる滞在型の図書館を整備します。
- III 情報の集積地（知の拠点）としての適切な蔵書数を備えるとともに、地域の歴史や文化といった情報を継承する場としての機能を備えることで、郷土の再発見に触れる機会を提供します。
- IV 個人利用やグループワークなど様々な利用形態を意識した閲覧席や、集中して読書・学習に取り組むことのできる専用スペース、視覚障害者への朗読を行う対面朗読室等、様々なニーズに対応できる機能・設備を整備します。
- V 子どもの目線に合わせた配架や、読み聞かせなどを行うおはなしの部屋等を設けることで、「わくわく」や「ドキドキ」に出会うことのできる児童コーナーを整備します。
- VI インターネット環境の整備により図書情報を補完する情報収集機能の充実や I C タグといった I C T 機器の導入による、利用者の利便性の向上と施設の管理・運営の効率化を図ります。

設備イメージ



図3-2 図書機能の整備イメージ（新潟県新発田市『イクネスしばた』）

④参考（既存施設の概要）

名称	藤岡市立図書館
住所	藤岡市藤岡50-1
竣工年度	1989年（平成元年度）
経過年数	32年
構造	RC造2階建て・藤岡瓦葺き屋根
敷地面積	3,055㎡
延床面積	2,039㎡
駐車場等	【駐車】29台 【駐輪】60台
土地・建物の 所有形態	【建物】市所有 【土地】私有地（借地）
主な諸室	開架スペース、児童コーナー、閉架書庫、視聴覚室、 事務室

## (2) 文化・交流機能

### ①導入機能の考え方

現在の藤岡市民ホールは、芸術文化の普及・振興及び市民福祉の増進を図ることにより、市民生活の向上と文化面における質の豊かさに寄与することを目的に昭和62年度に整備し、年間を通じて多数の市民団体等による各種イベントが開催されています。

一方、建設から34年が経過しているため、施設の老朽化に加え、多様化する利用者ニーズへの対応や大規模なイベント開催時における駐車場の不足等、様々な課題を抱えています。

また、現在の藤岡市総合学習センターは、平成20年度に大規模改修を実施し、多くの市民が学習活動や多種多様な市民活動の場として利用しています。とりわけ音楽活動やダンス等を実施する部屋においては、利用希望が多く飽和状態にあるといった課題を抱えています。

そのような背景から、今回、文化・交流機能として、市民が気軽に集い、コミュニティ活動を通じて人と人との絆を育むことのできる場を提供するとともに、市民団体等の発表会や様々な活動に対し、多目的に活用することのできる交流の場を提供することを目的として新たに市民交流施設を整備します。

また、図書館機能や健康増進、子育て支援サービスとの複合化により、それぞれの機能等を目的として訪れた人々に対しても出会いと交流に触れる機会を提供するとともに、図書や健康増進等に関する展示会や大規模交流イベント等の開催により、効果的・効率的なサービスを提供することで、機能連携による相乗効果を生み出すことを目指します。

## ②文化・交流機能の想定規模

主な整備諸室	整備想定規模 (㎡)	※参考 既存市民ホールの 規模 (㎡)
多目的ホール (ホール兼ギャラリー)	500	617
ホール控室	20	33
市民活動ルーム (貸会議室、多目的スタジオ)	115	0
その他 (倉庫、共有部分等)	215	793
計	850	1,443

(注：今後の設計業務等において、変更となる可能性があります。)

## ③文化・交流機能の基本整備方針と整備イメージ

### 基本整備方針

- I 多くの人々が集まり、交わることで、新たな出会いや絆の芽生えを促すことを目指して、空間や設備を整備します。
- II 子どもから高齢者までの様々な人々が気軽に集い、様々な活動を通じて交流を深めることで市民活動とコミュニティの活性化を図ります。
- III 芸術・文化を通じて、多くの人々が自己表現・自己実現できる場とするため、ギャラリーの機能を兼ね備えた多目的ホールを整備します。また、図書館等に訪れた人にも、それらの活動に触れることのできるレイアウトや動線等を検討します。
- IV 生涯学習やサークル活動の他、地域コミュニティ活動やイベント等、多目的な用途に対応できる自由度の高い空間として市民活動ルームを整備します。また、多目的スタジオには防音機能を備えることで、周辺環境にも配慮した施設とします。
- V 利用者が多い図書館機能との連携を図り、多くの人々が楽しく学び、活動できる環境づくりを目指します。

設備イメージ



図3-3 多目的ホールの整備イメージ  
(岐阜県岐阜市『みんなの森ぎふメディアコスモス』)

④参考（既存施設の概要）

名称	藤岡市民ホール
住所	藤岡市藤岡1567-4
竣工年度	1987年（昭和62年度）
経過年数	34年
構造	S造2階建て
敷地面積	5711.31㎡
延床面積	1442.86㎡
土地・建物の 所有形態	【建物】市所有 【土地】市所有
主な諸室	ホール（固定席320席・可動椅子600席）

### (3) 保健センター機能

#### ①導入機能の考え方

現在の保健センターは、市民の健康づくりを推進し、総合的な保健サービスの充実を図ることを目的に昭和55年度に整備し、市民の健康の保持・増進に関する様々なサービスや妊娠準備期から子育て期にわたる切れ目のない包括的な子育て支援サービスを提供しています。

一方、建設から41年が経過しているため、施設の老朽化や狭あい化に加え、多種多様な個別相談に対応したプライバシー保護のための環境整備や、災害及び感染症への対応力の強化等、様々な課題を抱えています。

また、日本全体に渡って少子高齢化が進行している状況にあっては、子育て支援の充実や健康寿命の延伸に向けた取り組みが重要となっています。

そのような背景から、現在の保健センターを移転し、従来のサービスはもとより、子育て世代等の交流や子育てに関する悩み等を気軽に話すことのできる情報交換の場を提供することで、身体的・精神的なサポートの強化を図るとともに、子育て世代が互いに支え合い、支援し合うしくみを創出します。

また、感染症対策をはじめとした安全管理が必要な空間の分離や、プライバシーが守られる相談窓口等、これまで以上に市民の安心・安全に配慮した新保健センターを整備します。

また、図書館機能や文化・交流機能と複合化することで、それぞれの機能を効果的に活用することにより、更なる健康の増進と子育て支援サービスを提供するとともに、図書館等を訪れた様々な世代が、健康増進や子育て等に関する情報に触れることで、自他を大切にする心の芽吹きと育みを期待します。

②保健センター機能の想定規模

主な整備諸室	整備想定規模 (㎡)	※参考 既存保健センターの 規模 (㎡)
個別相談室 (4部屋程度)	80	64
健診ルーム (5～7部屋程度)	400	345
妊産婦ケアルーム (2部屋程度)	40	0
交流プレイルーム 託児ルーム (一時預かり)	500	0
調理室	55	55
倉庫 (備品庫、書庫)	200	50
事務室	275	113
その他 (共有部分等)	250	253
計	1,800	880

(注：今後の設計業務等において、変更となる可能性があります。)

### ③保健センター機能の基本整備方針と整備イメージ

#### 基本整備方針

- I 少子高齢化社会に対応するため、子育て支援や健康増進の機能を強化し、持続可能な社会と健やかな市民生活の実現を図ります。
- II 市民の健康増進を支援する拠点として、健診ルームを整備することで、市民の健康保持・増進に関連する様々なサービス（健康の管理・増進、母子健康管理、食生活改善、保健指導等）を提供します。
- III 様々な悩みや状況を抱えている市民一人ひとりに寄り添い、プライバシーに配慮した専用相談室（健康相談、子育て世代包括支援センター、子育て110番、DV・児童虐待対応）を整備します。
- IV 精神的にも身体的にも負担の大きい妊産婦に対して、体調や心の変化に対する継続的ケアを目的とした妊産婦ケアルームを整備します。
- V 交流プレイルーム及び託児ルームを整備し、子どもの成長や子育て世代の交流を促進することで、「子育て」と「子育て」をサポートします。また、母子保健と子育て支援サービスを連携することで、効率的・効果的な切れ目のない支援を提供するとともに、ファミリーサポートセンター事業等とのサービス連携により、子育てに役立つ情報を提供します。

#### 設備イメージ



図3-4 交流プレイルームの整備イメージ  
(群馬県前橋市『子育てひろば(プレイルーム)』)  
※『NPO法人まえばし保育ネットワーク』ホームページより

④参考（既存施設の概要）

名称	藤岡市保健センター
住所	藤岡市中栗須327
竣工年度	1980年（昭和55年度）
経過年数	41年
構造	RC造2階建て
延床面積	880.47㎡
土地・建物	【建物】市所有 【土地】市所有
主な諸室	研修室、診察室、相談室、調理実習室、事務室

#### (4) その他機能

##### ①導入機能の考え方

前述の複数機能(図書館、文化・交流、保健センター)を併せて導入することで様々な人々が出会い、繋がり、絆を生み出すことの効果を期待しますが、その効果を更に増幅させることを目的として、充実した自由な時間を過ごすことのできる緑地広場等を整備し、憩いや安らぎを感じられるとともに、ここで行われる交流・活動や賑わいが外部と共有できるような空間を創出します。

また、災害時に備えた防災備蓄倉庫や施設を訪れた人の動線と安全に配慮した園路等を整備することで、平常時や災害時における安心・安全を提供します。

##### ②導入機能の規模

その他機能の内、防災備蓄倉庫の整備想定規模は、約50㎡とします。

また、緑地広場の整備想定規模は、4,000㎡程度とします。

なお、緑地広場等の規模については、今後の設計等業務において変更となる可能性があります。

### ③その他機能の基本整備方針と整備イメージ

#### 基本整備方針

- I 緑地広場等のオープンスペースを整備し、イベント用テントやキッチンカー等を設営した屋外イベントの開催や、誰もが思い思いの時間を過ごすことのできる空間づくりを検討します。
- II 本複合施設は、災害時においては応急対策活動拠点としての重要な役割を担うことから、防災備品や飲食料品等を備えた防災備蓄倉庫を整備します。また、緑地広場を非常時の一時避難スペースとして活用するとともに、災害時における炊き出しの実施や仮設トイレの設置等を想定した災害用設備の整備について検討します。更に、本複合施設が保健センター機能を有していることから、乳幼児や妊産婦、高齢者、障害者等、避難所生活において特別な配慮を必要とする方を想定した避難場所等としての活用についても検討していきます。
- III 本複合施設を訪れる人の様々な交通手段に対応するため、思いやり駐車場や駐輪場、バスや送迎車用ロータリーを備えるとともに、各方面からエントランスまでを往来する人の動線と、快適性・安全性に配慮した園路を整備します。
- IV 身近な自然資源との共生、周辺環境と調和したデザインや配置、景観や環境に配慮した施設として整備することで、藤岡市らしいまちの個性を創出します。

#### 設備イメージ



図3-5 緑地広場の整備イメージ（群馬県高崎市『群馬の森（群馬県立歴史博物館）』）

### 3 概算事業費

現時点での概算事業費は、以下のとおりです。

引き続き、基本設計及び実施設計で検討を重ね、具体的な施設規模や設備仕様等を決定していく中で事業費を精査していきます。

費用項目	概算事業費	合計
建設工事費 (外構整備含む)	約3.3億円	約4.5億円
その他費用 (設計費・備品購入費・用地 費・道路整備費等)	約1.2億円	

なお、整備に係る資金・財源については、国の補助金及び地方債（旧合併特例事業債（以下「合併特例債」という。）等）の活用を予定しています。

### 4 事業手法の検討

#### (1) 事業手法の種類

公共施設の建設に係る事業手法としては、近年、施設の設計・建設から維持管理、運営に至る一連の業務に民間の資金や経営能力、技術的能力等を活用するPFI方式等を導入している事例もあります。本複合施設の整備においても、次の事業手法が想定されます。

##### ①従来方式

通常の公共事業の実施手法で、公共が地方債や国庫補助金等を活用して自ら資金調達し、設計、建設、維持管理及び運営等の業務について、その業務ごとに民間事業者へ請負・委託契約として発注する方式。

##### ②PFI方式

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づき、民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設や維持管理・運営を行う方式。

##### ③リース方式

民間事業者が資金調達した上で設計、建設を行い、公共が施設を長期リースする方式。なお、リース期間終了後は、施設の所有権を公共に移転する手法が多く採用されている。

## (2) 各事業手法の比較

比較項目／手法	従来方式	P F I 方式	リース方式
土地所有者	市	市又は民間事業者	市又は民間事業者
建物所有者	市	市又は民間事業者	民間事業者
資金調達	市	民間	民間
事業執行 スピード	・比較的計画的に進めることができる。	・比較的遅い。(法手続き等に時間を要する)	・比較的早い。(設計・建設の一括発注により事業期間の短縮が見込める)
コスト	・多額の建設資金が必要。 ・補助金や起債の充当により、市の負担を縮減できる。	・事業期間に準じた分割払いとなるため、予算の平準化が図れる。 ・起債の活用が困難	・事業期間に準じた分割払いとなるため、予算の平準化が図れるが、金利が発生する。 ・起債の活用が困難
事務手続き	・設計、施工を分離発注。 【仕様発注】	・法手続きが必要となるが、設計、建設の一括発注により、手続きは軽減できる。 【性能発注】	・設計、建設、維持管理の一括発注が可能であり、手続きは軽減できる。 【性能発注】
地元企業の参入	可能	やや困難	やや困難
市民・庁内 意見の反映	・段階を踏んで、意見を反映することができる。	・意見を反映することが難しい。	・意見を反映することが難しい。

## (3) 事業手法の検討結果

本複合施設の整備に係る事業手法については、前述の比較表のとおり各手法で一長一短はあるものの、本整備事業は国の補助金や合併特例債の活用を予定しており、これらの財源を活用するにあたって条件となる事業完了までの期限等を考慮すると、計画的に事業を進める必要があります。また、設計業務を進める中で、市民等の意見をより柔軟に反映させるとともに、施設運営についても、時代や市民ニーズの変化に即座に対応し、市民一人ひとりに寄り添ったサービスを提供するためには市直営とすることが最適と考えます。これらにより、誰もが利用しやすく、永く市民に愛される施設にしていく必要があることから、従来方式を採用することとします。

## 5 今後のスケジュール

本整備事業は、令和7年度中の施設供用開始を目指し、令和3年度より設計業務等に着手していきます。なお、旧病院解体工事の進捗状況、用地取得に係る関係機関等との協議及び複合施設建設工事の進捗状況等の影響により、以下のスケジュールは変更となる場合があります。

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
項目	月数						
基本計画	9		★				
基本設計	9			★			
実施設計	9						
建設工事	30						
開設準備	3						
供用開始	—						
旧病院解体工事	18						

★…パブリックコメントの実施